

平成29年第1回(3月)三郷町議会
定例会・会議録(第2号)

招 集 年 月 日	平成29年3月16日	
招 集 場 所	三郷町議会議場	
開 会 (開 議)	平成29年3月16日	午後3時30分宣告(第2日目)
出 席 議 員	1番 神崎 静代 3番 南 真紀 5番 先山 哲子 7番 木谷 慎一郎 9番 山田 勝男 11番 伊藤 勇二	2番 久保 安正 4番 兼平 雄二郎 6番 佐野 英史 8番 辰己 圭一 10番 深木 健宏 12番 下村 修
欠 席 議 員	議長 高岡 進	
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	町 長 副 町 長 教 育 長 総 務 部 長 環 境 整 備 部 長 健 康 福 祉 部 長 水 道 部 長 教 育 部 長 会 計 管 理 者 総 務 課 長 企 画 財 政 課 長	森 宏 範 梶 井 博 之 山 野 一 明 池 田 朝 博 西 村 敦 司 大 西 孝 浩 酒 田 昌 和 窪 順 司 清 水 信 義 渡 瀬 充 規 加 地 義 之
本会議の職務のため出席した者の職氏名	議 会 事 務 局 長 議 会 事 務 局 長 補 佐	大 内 美 香 小 村 雄 一

町長提出議案の題目	会議録第1号と同じ
議員提出議案の題目	会議録第1号と同じ
議事日程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

平成 2 9 年 第 1 回 (3 月)
三 郷 町 議 会 定 例 会 議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 9 年 3 月 1 6 日
午 後 3 時 3 0 分 開 議

日 程

- 第 1 委員長報告
- 第 2 同意第 1 号 教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 第 3 同意第 2 号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第 4 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 第 5 承認第 1 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 5 号)の専決処分
について
- 第 6 議案第 1 号 平成 2 8 年度三郷町一般会計補正予算(第 6 号)
- 第 7 議案第 2 号 平成 2 8 年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 8 議案第 3 号 平成 2 8 年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第 3 号)
- 第 9 議案第 4 号 平成 2 8 年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第 4 号)
- 第 1 0 議案第 5 号 平成 2 9 年度三郷町一般会計予算
- 第 1 1 議案第 6 号 平成 2 9 年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 第 1 2 議案第 7 号 平成 2 9 年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算
- 第 1 3 議案第 8 号 平成 2 9 年度三郷町下水道事業特別会計予算
- 第 1 4 議案第 9 号 平成 2 9 年度三郷町国民健康保険特別会計予算
- 第 1 5 議案第 1 0 号 平成 2 9 年度三郷町介護保険特別会計予算
- 第 1 6 議案第 1 1 号 平成 2 9 年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算
- 第 1 7 議案第 1 2 号 平成 2 9 年度三郷町水道事業会計予算
- 第 1 8 議案第 1 3 号 三郷町個人情報保護条例の一部改正について
- 第 1 9 議案第 1 4 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
- 第 2 0 議案第 1 5 号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 第 2 1 議案第 1 6 号 三郷町特別会計条例の一部改正について
- 第 2 2 議案第 1 7 号 三郷町税条例等の一部改正について
- 第 2 3 議案第 1 8 号 三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一
部改正について
- 第 2 4 議案第 1 9 号 三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正につい

て

- 第 2 5 議案第 2 0 号 三郷町介護保険条例の一部改正について
- 第 2 6 議案第 2 1 号 三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第 2 7 議案第 2 2 号 三郷町道路線の認定について
- 第 2 8 議案第 2 3 号 財産の取得について
- 第 2 9 発議第 1 号 際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書
- 第 3 0 発議第 2 号 「共謀罪」(「テロ等準備罪」)創設に反対する意見書
- 第 3 1 選挙管理委員及び同補充員の選挙
- 第 3 2 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

開 議 午後 3 時 3 0 分

〔開議宣告〕

副議長（先山哲子） 皆さん、こんにちは。

本日も議長が欠席のため、地方自治法第 106 条第 1 項に基づき、議長の職をとらせていただきますので、よろしくお願いいたします。

地方自治法第 113 条の規定に基づく定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

〔付託案件に対する委員長報告〕

副議長（先山哲子） 日程第 1、委員長報告を行います。

去る 7 日の本会議におきまして、各委員会に付託いたしました案件につきまして、審査の結果の報告を求めます。

〔総務建設常任委員会〕

副議長（先山哲子） 総務建設常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

総務建設常任委員会 深木健宏委員長。

委員長（深木健宏）（登壇） 総務建設常任委員会のご報告を申し上げます。

去る 7 日の本会議におきまして、総務建設常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告を申し上げます。

当委員会は、3 月 8 日、9 日の 2 日間にわたり委員会を開会し、付託されました諮問案件 1 件、承認案件 1 件、議決案件 9 件、議員発議 1 件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「諮問第 1 号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」は、全会一致をもちまして、適任と答申することに決しました。

次に、「承認第 1 号、平成 28 年度三郷町一般会計補正予算（第 5 号）の専決処分について」、歳入 関連部分、歳出（款）6・商工費は、全会一致をもちまして、原案どおり承認することに決しました。

次に、「議案第 1 号、平成 28 年度三郷町一般会計補正予算（第 6 号）」、歳入 関連部分、歳出（款）5・農林業費、（款）6・商工費、（款）9・教育費、（項）3・中学校費、繰越明許費（地方創生拠点整備交付金事業）、地方債補正追加（地方創生拠点整備事業債、中学校建替事業債）につきましては、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第5号、平成29年度三郷町一般会計予算」、歳入 関連部分、歳出（款）1．議会費、（款）2．総務費（（項）3．戸籍住民基本台帳費を除く）、（款）3．民生費、（項）1．社会福祉費、（目）9．人権施策費、（目）11．ふれあい交流センター運営費、（項）2．児童福祉費、（目）6．児童館運営費、（款）4．衛生費、（（項）1．保健衛生費、（目）2．予防費、（目）3．老人保健費、（目）4．母子保健費、（項）3．清掃費、（目）3．地域し尿処理施設管理費を除く）、（款）5．農林業費、（款）6．商工費、（款）7．土木費（（項）4．下水道費を除く）、（款）8．消防費、（款）9．教育費（三郷中学校建替事業）、（款）10．公債費、（款）11．諸支出金、（款）12．予備費、債務負担行為（中学校建替事業）、地方債（臨時財政対策、地方創生推進事業、道路整備事業、公営住宅建設事業、緊急防災・減災事業、防災総合推進事業、中学校建替事業）、「議案第6号、平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、いずれも賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「議案第13号、三郷町個人情報保護条例の一部改正について」、「議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」、「議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」、「議案第16号、三郷町特別会計条例の一部改正について」、「議案第17号、三郷町税条例等の一部改正について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第22号、三郷町道路線の認定について」も、全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「発議第2号、「共謀罪」（「テロ等準備罪」）創設に反対する意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成少数をもちまして、原案は否決することに決しました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

平成29年3月16日

総務建設常任委員会

委員長 深木健宏

〔文教厚生常任委員会〕

副議長（先山哲子） 文教厚生常任委員会の審査の結果の報告を求めます。

文教厚生常任委員会 山田勝男委員長。

委員長（山田勝男）（登壇） 文教厚生常任委員会のご報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月10日に委員会を開会し、付託されました同意案件2件、議決案件12件、議員発議1件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。1日で審査が終了したため、13日は休会といたしました。

その結果、「同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」、「同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり同意することに決しました。

次に、「議案第1号、平成28年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」、歳出（款）3．民生費、（款）9．教育費（（項）3．中学校費を除く）、繰越明許費（個人番号カード関連事務交付金、臨時福祉給付金事業）、「議案第3号、平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）」、「議案第4号、平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算（第4号）」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第5号、平成29年度三郷町一般会計予算」、歳入 関連部分、歳出（款）2．総務費、（項）1．総務管理費、（目）11．諸費、（項）3．戸籍住民基本台帳費、（款）3．民生費（（項）1．社会福祉費、（目）9．人権施策費、（目）11．ふれあい交流センター運営費、（項）2．児童福祉費、（目）6．児童館運営費を除く）、（款）4．衛生費、（項）1．保健衛生費、（款）6．商工費、（項）1．商工費（（目）1．商工総務費、（目）3．観光費を除く）、（款）9．教育費（三郷中学校建替事業を除く）、債務負担行為（設備機器リース料）につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第9号、平成29年度三郷町国民健康保険特別会計予算」、「議案第10号、平成29年度三郷町介護保険特別会計予算」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第11号、平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、

原案どおり可決することに決しました。

また、「議案第18号、三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について」、「議案第19号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」、「議案第20号、三郷町介護保険条例の一部改正について」、「議案第21号、三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」、「議案第23号、財産の取得について」は、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

次に、「発議第1号、際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書」につきましては、一部反対がありましたので、採決の結果、賛成多数をもちまして、原案どおり可決することに決しました。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

平成29年3月16日

文教厚生常任委員会

委員長 山田勝男

〔上下水道特別委員会〕

副議長（先山哲子） 上下水道特別委員会の審査の結果の報告を求めます。

上下水道特別委員会 伊藤勇二委員長。

委員長（伊藤勇二）（登壇） 上下水道特別委員会のご報告を申し上げます。

去る3月7日の本会議におきまして、上下水道特別委員会に付託を受けました議案の審査の結果につきまして、ご報告申し上げます。

当委員会は、3月14日に委員会を開会し、付託されました議決案件6件につきまして、理事者の出席を求め、慎重に審査を行いました。

その結果、「議案第1号、平成28年度三郷町一般会計補正予算（第6号）」、歳出（款）7．土木費、「議案第2号、平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算（第3号）」、「議案第5号、平成29年度三郷町一般会計予算」、歳入 関連部分、歳出（款）4．衛生費、（項）3．清掃費、（目）3．地域し尿処理施設管理費、（款）7．土木費、（項）4．下水道費、「議案第7号、平成29年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算」、「議案第8号、平成29年度三郷町下水道事業特別会計予算」、「議案第12号、平成29年度三郷町水道事業会計予算」につきましては、いずれも全会一致をもちまして、原案どおり可決することに決しま

した。

以上が付託を受けました議案の審査の結果であります。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたしまして、委員会の報告といたします。

平成29年3月16日

上下水道特別委員会

委員長 伊藤勇二

〔少数意見の報告〕

副議長（先山哲子） 次に、少数意見の報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。1番、神崎静代議員。

1番（神崎静代）（登壇） それでは、日本共産党議員団を代表して、委員会での議案審議の中で少数となった意見について述べます。

安倍政権は、憲法9条違反の安保法制の強行という立憲主義破壊の暴挙を一大契機とし、昨年の臨時国会ではTPP協定関連法、年金カット法、カジノ解禁推進法の強行採決を行いました。ただただ数の力で議会制民主主義を破壊する究極のモラルハザード、倫理喪失政権の姿があらわになっています。

また、アベノミクスは、大企業と大株主に莫大な利益をもたらし、大企業の内部留保は300兆円を超え、200人を超える大株主が資産を1人当たり3年間で100億円以上もふやしました。その一方で、金融資産ゼロ世帯は3年間で470万世帯もふえ、全世帯の35%と過去最高になりました。さらに、この20年間、社会保障のあらゆる分野で国民に給付削減と負担増を押しつけています。アベノミクスは格差と貧困を一層拡大しています。

このようなときこそ、自治体本来の仕事である福祉を増進し、住民の暮らしと平和を守ることが強く求められます。その立場から意見を述べます。

まず、「議案第5号、平成29年度三郷町一般会計予算」についてです。

この予算の最も大きな問題は、同和行政がきっぱりと清算されていないことです。法が失効する前に実施されていた高齢者ふれあい交流会、ふれあい交流センター相談事業、継続的相談援助事業などがいまだにふれあい交流センターで実施されています。このような地域住民だけを特別扱いする事業は廃止すべきです。

その事業の幾つかを請け負っているのは、部落解放同盟下之庄支部の支部長である梅野浩二氏が理事長を務めるNPO法人ヒューマン・ライツ・SANGO(H.R.S)です。このH.R.Sは、県に虚偽の事業報告を行っていました。

そのような団体に町は町の事業を委託していることを理由に、毎年度センター内の一室の使用許可を出しています。特別な同和対策事業はきっぱりと廃止し、部屋の使用許可もやめるべきです。また、部落解放同盟の特異なイデオロギーに基づく保育理論を掲げる三郷町人権保育研究会への補助金や人権保育研究集会の全国集会や県集会への公費による職員の参加も同和行政の継続であり、廃止すべきです。

そして、この予算では、私たちが求め続けている福祉センターの風呂の入場料を無料に戻すことが実現していません。福祉センターの風呂は、無料のときは1万2,000人以上が利用していましたが、有料になってからは利用者がどんどん減って、2015年度は6,891人と半分になりました。2016年度もさらに500人ほど減る見込みです。風呂を営業すれば、利用者の人数にかかわらず一定の固定経費がかかります。高齢者のささやかな憩いのある場であるこの施設は、無料に戻してたくさんの人に利用してもらい、町が推し進めている介護予防・医療費抑制施策にもつなげるべきです。

非核平和事業の住民参加による充実も実現していません。今年は国連で核兵器禁止条約を交渉する会議も始まります。非核平和事業を一層充実すべきです。

以上のことから、この一般会計予算に反対です。

次に、「議案第6号、平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」についてです。

この事業は、同和対策事業の一つとして実施され、土地の購入、住宅の新築などの資金を貸し付けるという事業でした。不動産取得のための貸付金であるにもかかわらず、十分な抵当権を設定しないなど、事業そのものが大変ずさんなものでした。累積赤字は5億円を超えています。よって、この予算には反対です。

次に、「議案第11号、平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算」についてです。

この保険制度は、75歳以上を別枠の保険に囲い込み、高い保険料の負担と医療の抑制を押しつける最悪の制度です。この制度は廃止し、もとの老健法に戻して、後期高齢者は国保や健保に加入し、国費投入や各保険間の財政調整を行う中で制度の安定・改善に取り組むべきです。よって、この予算には反対です。

最後に、「発議第2号、「共謀罪」(「テロ等準備罪」)創設に反対する意見書」についてです。

共謀罪は、実際には起きてもない犯罪について、2人以上で話し合い計画しただけで犯罪に問える法律です。実際に起きた犯罪行為のみを罰し、思想や内心を処罰しないという日本の刑法の大原則を根本からひっくり返すもので、国民の思想や内心の自由を侵してはならないと定めている憲法19条に反する違憲立法です。

例えば、女性団体で原発反対デモの参加者で道路を埋め尽くそうと話し合い、メールなどで呼びかけても、話し合いが共謀罪に当たるかどうかを判断する捜査当局がメールなどで順々につながって合意が成立したと認定すれば、その集団が処罰の対象になります。共謀しているかどうかを判断するために、会話や電話、メールなどの盗聴など、日常的に多数の一般人のプライバシーに立ち入って監視する捜査が行われることになります。このように国民の思想や内心まで取り締まるという共謀罪は、物言えぬ監視社会をつくる現代版の治安維持法にほかなりません。

安倍首相は、国際組織犯罪防止条約が締結できなければ東京五輪が開けない、締結のために共謀罪が必要だと繰り返しています。条約は世界187か国が締結済みですが、国内法を新設したのはノルウェーとブルガリアのわずか2か国だけで、共謀罪がなければ条約を締結できないかのような説明も誤りです。国連の立法ガイド第51項では、もともと共謀罪を持っていない国は、共謀罪をつくらなくても、組織犯罪集団に有効な措置をとればよいとしています。日本では2003年にこの条約の締結が国会で承認されており、共謀罪がなくても条約は締結できます。

また、国際組織犯罪防止条約がテロ対策の条約であるかのような説明をしていますが、この条約は、マフィア発祥の地、イタリアのパレルモで署名会議が開かれ、パレルモ条約とも呼ばれ、マフィアや暴力団による経済犯罪を取り締まるためのものです。ですから、条約の中にテロやテロリストという文言はどこにもありません。採択されたのは2000年で、2001年9月11日のアメリカ同時多発テロの前の年です。テロ対策は後づけの理由にすぎません。

国連広報センターのホームページでは、テロ行為を防止するための法律文書が紹介されていますが、国際組織犯罪防止条約はリストに入っていない。リストにある発効済みの13本の条約を日本政府は全て締結しています。テロ対策というのは、テロへの不安が高まっているのに乗じたこじつけにすぎません。

このような理由から共謀罪の創設には反対です。

以上が少数意見です。

副議長（先山哲子） 以上で、各委員会の審査の結果の報告を終結します。

各委員会に付託しました案件につきまして、慎重審議を賜り、大変ご苦労さまでございました。

〔委員長報告に対する質疑・討論・採決〕

副議長（先山哲子） それでは、これより順次、質疑・討論・採決を行います。

日程第2、「同意第1号、教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて」を議題といたします。

池田総務部長の退場を求めます。

（池田総務部長退場）

副議長（先山哲子） それでは、質疑に入ります。

——— 質疑を終結し、討論に入ります。

——— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、教育長、住所 生駒郡三郷町立野北3丁目6番35号、氏名 池田朝博、生年月日 昭和32年10月23日の任命に同意することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

副議長（先山哲子） ありがとうございます。全員起立です。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

池田総務部長の入場を求めます。

（池田総務部長入場）

〔教育長就任の挨拶〕

副議長（先山哲子） それでは、ご挨拶をいただきます。

総務部長（池田朝博） このたび、任命の件にご同意いただきまして、まことにありがとうございます。

議員各位もご存知のとおり、これまで教育行政に直接携わったことがない私でございますので、大変一抹の不安といたしますか、一抹と言うよりも大きな不安と、それから、教育長という責の重さを今改めて通感しているところでございます。

昨今、教育行政、いろんな諸問題、諸課題がございます。とりわけ子どもにか

かわりますいろんな問題がある中で、また、本町にありましては、今年度の予算にもございますとおり、中学校建替事業という大きな大きな事業を抱えている、そのような中での教育行政に携わらせていただくということで、大変これから何かと議員各位にはいろんなところでご無理をお願いしたり、ご相談をさせていただいたりすることが多々あるかと思いますが、従前にも増しまして議員各位のご理解とご協力を切にお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

このたびは本当にありがとうございました。

(拍手)

副議長(先山哲子) ありがとうございました。

日程第3、「同意第2号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて」を議題とします。

それでは、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は同意であります。

本案は、委員長の報告のとおり、教育委員会委員、住所 生駒郡三郷町城山台4丁目1番8号、氏名 窪内真一、生年月日 昭和35年12月29日の任命に同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

副議長(先山哲子) ありがとうございます。全員起立です。したがって、本案は委員長の報告のとおり同意されました。

ただいま同意されました窪内真一氏が本日来られておりますので、ご挨拶をいただきます。

(窪内真一教育委員入場)

[教育委員就任の挨拶]

教育委員(窪内真一) ただいまご紹介にあずかりました窪内真一と申します。

私、子どもが6人おりまして、そのせいでというか、結果的にPTAとか、あと、地域活動に多く参加させていただくことがありまして、その中で、地域のいろいろな立場の方々の三郷町をよくしようという熱意に触れさせていただいて、勉強させていただきました。

これからそこで得たことを生かしつつ、これからも諸先輩方々に勉強をさせて

いただきながら頑張っていきたいと思いますので、何とぞご指導、ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

(拍手)

(窪内真一教育委員退場)

副議長(先山哲子) ありがとうございます。

日程第4、「諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は適任であります。

本案は、委員長の報告のとおり、人権擁護委員、住所 生駒郡三郷町東信貴ヶ丘3丁目1番18号、氏名 丸尾總恵、生年月日 昭和23年1月8日を入権擁護委員の候補者として適任であると認めることについて賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

副議長(先山哲子) ありがとうございます。全員起立です。したがって、本案は委員長の報告のとおり適任と答申することに決定されました。

日程第5、「承認第1号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第5号)の専決処分について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は承認であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり承認されました。

日程第6、「議案第1号、平成28年度三郷町一般会計補正予算(第6号)」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、上下水道特別委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7、「議案第2号、平成28年度三郷町下水道事業特別会計補正予算(第3号)」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 伊藤勇二委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8、「議案第3号、平成28年度三郷町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9、「議案第4号、平成28年度三郷町介護保険特別会計補正予算(第4号)」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10、「議案第5号、平成29年度三郷町一般会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会、文教厚生常任委員会、上下水道特別委員会、各委員長の報告は可決であります。

本案は、各委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(先山哲子) 挙手多数です。したがって、本案は各委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11、「議案第6号、平成29年度三郷町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長(先山哲子) 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第12、「議案第7号、平成29年度三郷町し尿浄化槽管理特別会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 伊藤勇二委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第13、「議案第8号、平成29年度三郷町下水道事業特別会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 伊藤勇二委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第14、「議案第9号、平成29年度三郷町国民健康保険特別会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第15、「議案第10号、平成29年度三郷町介護保険特別会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第16、「議案第11号、平成29年度三郷町後期高齢者医療特別会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(賛成者挙手)

副議長（先山哲子） 挙手多数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第17、「議案第12号、平成29年度三郷町水道事業会計予算」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する上下水道特別委員会 伊藤勇二委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第18、「議案第13号、三郷町個人情報保護条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第19、「議案第14号、職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第20、「議案第15号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第21、「議案第16号、三郷町特別会計条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第22、「議案第17号、三郷町税条例等の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第23、「議案第18号、三郷町立小学校、中学校及び幼稚園の設置に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

————— 質疑を終結し、討論に入ります。

————— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第24、「議案第19号、三郷町立学校の体育施設開放に関する条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第25、「議案第20号、三郷町介護保険条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第26、「議案第21号、三郷町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第27、「議案第22号、三郷町道路線の認定について」を議題とし、質疑

に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第28、「議案第23号、財産の取得について」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、討論に入ります。

———— 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、本案は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第29、「発議第1号、際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書」を議題とし、質疑に入ります。

———— 質疑を終結し、これより討論に入ります。

[発議に対する反対討論]

副議長(先山哲子) まず、本案に対する反対の方の発言を許します。

7番、木谷慎一郎議員。

7番(木谷慎一郎)(登壇) 議長のお許しをいただきまして、私、「発議第1号、際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書」についての意見を述べます。

この意見書で年金カット法案として取り上げられているのは、正式名は公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金等の一部を改正する法律とされているものです。

今、制度設計時には想定されてなかった少子高齢化、長寿化により、年金は将来的な制度破綻の危機が懸念されています。私たち若者世代は、自分が高齢者に

なったときに十分な年金がもらえないと思っている人も少なくなく、制度の先行きを悲観しています。

この意見書に賛成される方は、年金の引き下げがあれば、引き下げられた状態で若い世代に受け継がれてしまうとおっしゃいます。確かに下がらないにこしたことはないのは当然ですが、それによって制度自体が破綻してしまつては元も子もありません。そんな中、年金の持続可能性の向上を目的とするこの法改正を行わないことは、若者の年金制度に対する信頼を一層損なうことは明らかです。

この意見書に賛成される方がおっしゃる、出生率を向上させることで支える人口と支えられる人口の平準化を目指すこと、そして、雇用の確保、賃金の上昇に対しての施策を行うことで将来的な年金財源の確保を行う道を探っていくこと、その点に関しては賛同します。

しかし、私はそれに加えてこの法案も必要であると考えます。もちろん現に少ない年金で厳しい暮らしをされている高齢者を無視するわけでは決してありませんが、年金財政や制度の効率化・合理化を大前提とした上で、このような法改正もやむを得ないと考えております。

よって、「発議第1号、際限ない年金減額ストップで若者も高齢者も安心できる年金制度の改善を求める意見書」に対しては反対いたします。

以上です。

〔発議に対する賛成討論〕

副議長（先山哲子） 次に、賛成の方の発言を許します。

3番、南 真紀議員。

3番（南 真紀）（登壇） 日本共産党を代表して発言させていただきます。

木谷議員の反対する理由は、少子高齢化などで財政が破綻するのでやむを得ないということかと思えます。年金などの社会保障の財源をどのように確保するのかについて、私たち共産党議員団の考えを述べます。

一つは、富裕層や大企業への優遇を改め、応能負担の原則を貫く税制改革です。本来所得税は所得が高い人ほど負担率が高くならなければいけないのに、実際は所得が1億円程度を超えると逆に負担率が下がっています。法人税も、実質負担率が中小企業は平均20%、大企業は平均12%と、著しい不平等になっています。富裕層や大企業にはさまざまな優遇税制が適用されているからです。こうした不公平税制を改め、能力に応じた負担の原則に立って税金の集め方を抜本的に

改革し、財源を確保します。また、軍事費や大型開発や政党助成金などの歳出の浪費を削減する財政改革を進め、財源を確保します。

二つ目は、経済の改革で国民の所得をふやし、税収をふやすことです。国民の所得がふえ、中小企業を含む企業経営全体が改善していけば、税収もふえます。300兆円を超えて膨れ上がった大企業の内部留保を日本経済に環流させるために、大幅賃上げと非正規雇用を正規雇用に転換し、安定した雇用をふやし、下請企業の納入単価の引き上げなどを進めるなど、国民の所得をふやす経済改革に取り組み、税収や社会保険料収入をふやします。

最後に、少子化問題の克服が安定した年金制度を確立する上で特に重要です。現在の現役世代は、労働者派遣法の改悪によって非正規雇用がふえ、安定した収入がなく、子育ての不安や経済的理由で結婚できない人がふえています。非正規雇用を正規雇用に転換し、現役世代の生活を安定させれば、少子化問題も解決の方向へ向き、年金保険料の未納者も減り、現役世代の老後の年金生活の安定にもつながります。

以上が私たちの年金などの社会保障の財源確保についての考えです。

以上です。

副議長（先山哲子） 討論を終結し、採決します。

本案に対する文教厚生常任委員会 山田勝男委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（先山哲子） 挙手少数です。したがって、本案は否決されました。

日程第30、「発議第2号、「共謀罪」（「テロ等準備罪」）創設に反対する意見書」を議題とし、質疑に入ります。

——— 質疑を終結し、討論に入ります。

——— 討論を終結し、採決します。

本案に対する総務建設常任委員会 深木健宏委員長の報告は否決であります。

したがって、原案について採決します。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（賛成者挙手）

副議長（先山哲子） 挙手少数です。したがって、本案は委員長の報告のとおり否決されました。

〔選挙管理委員及び同補充員の選挙〕

副議長（先山哲子） 日程第31、「選挙管理委員及び同補充員の選挙」を行います。

地方自治法第182号第8項の規定により、平成29年3月18日をもって選挙管理委員及び同補充員の任期が満了する旨の通知が三郷町選挙管理委員会委員長よりありましたので、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名推選については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

それでは、選挙管理委員に、田淵友一氏、清水 博氏、坂本秀子氏、香川玲子氏、以上の方を指名します。

ただいま指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました田淵友一氏、清水 博氏、坂本秀子氏、香川玲子氏、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

次に、選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

副議長（先山哲子） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。推選については、議長において指名し、その順位についても指定したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、議長において指名し、その順位についても指定することに決定しました。

選挙管理委員補充員に、第1位に坂本安弘氏、第2位に中村敬子氏、第3位に安井治子氏、第4位に福呂憲司氏、以上の方を指名します。

ただいま指名した4名をその順位に指定し、選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました第1位に坂本安弘氏、第2位に中村敬子氏、第3位に安井治子氏、第4位に福呂憲司氏、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

〔閉会中の継続調査〕

副議長(先山哲子) 日程第32、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員会委員長から、三郷町議会会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

副議長(先山哲子) 異議なしと認めます。したがって、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで、本日の日程は、全部終了しました。

〔町長閉会の挨拶〕

副議長(先山哲子) それでは、町長から閉会の挨拶がございます。森町長。

町長(森 宏範)(登壇) 閉会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

去る7日から本日までの10日間にわたり、多数の重要案件につきまして、慎重審議の上、全て承認、可決賜り、まことにありがとうございました。会期中、議員各位から賜りました貴重なご意見やご提案につきましては、今後の町政のさらなる発展に反映させてまいりたいと考えております。

さて、本定例会にてご審議賜りました平成29年度一般会計予算につきまして

は、勢野北部の損失補償や長年の懸案事項でありました中学校の建替事業に係る関連予算を計上させていただきました結果、104億5,000万円で過去最大規模となりました。この中学校の建替事業につきましては、次代を担う子ども達が健やかに学業やスポーツに励み、友達や地域の方との交流を通じてコミュニケーション能力や人間力を培うための未来への投資であります。新しい学びやを卒業される子ども達が、いずれ本町の将来を担っていただける大人に成長されることが何よりの願いであります。

また、本年度は町制施行50周年として、さまざまなイベントを通じて多くの住民の皆様にご参加していただきました。いずれも好評で、町外の方にも本町の魅力を知っていただけるまたとない機会となりました。よく住民協働のまちづくりと申しますが、一方通行ではなく、住民の皆様と身近に接しているいろいろな声を直接聞くことができたと考えているところでございます。

来週26日の日曜日には、50周年事業1年の締めくくりとしてフィナーレイベントを盛大に開催したいと考えております。どうか議員各位におかれましても、ぜひともご参加くださいますようお願い申し上げます。

この50周年を一つの区切りとして、次の10年、20年、また、50年先の未来に向けて改めて気を引き締めながら、これまで以上に創意工夫と対話を通じて、誰もが輝き、住んでよかった、住んでみたいと言っていただけの諸施策に職員一丸となって全力で取り組んでまいりますので、どうか今後も議員各位のより一層のご支援とご協力をお願いするものでございます。

桜のつぼみも膨らみ、本格的な春の足音が聞こえる季節となりました。三寒四温と申しますが、議員各位には、寒暖の差で体調などを崩されませんようくれぐれもご自愛いただき、議員各位のますますのご健勝とご活躍をご祈念申し上げます、閉会の挨拶とさせていただきます。本当にありがとうございました。

〔閉 会〕

副議長（先山哲子） これで会議を閉じます。

それでは、これをもって平成29年第1回三郷町議会定例会を閉会します。

どうもご苦労さまでございました。

閉 会

午後 4時30分